

畑賀あんしんネットワーク運営委員会会則

(名称)

第1条 本会は、畑賀あんしんネットワーク運営委員会（以下本会という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、主たる事務局を広島市瀬野川・船越地域包括支援センターに、従たる事務局を畑賀地区社会福祉協議会に置く。

(目的)

第3条 本会は、対象区域内の高齢者や障がい者等、支援が必要な者に対し、見守りや声かけ、災害時の避難支援等、必要な支援を行うことで、地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ひとり暮らし等、日常生活において支援が必要な者に対する見守りや声かけ
- (2) 災害発生時の避難に際し支援が必要な者に対する避難援助
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、原則として本会の区域内で、本会の目的及び事業に賛同し活動をする、団体及び各関係機関（以下「構成員」という）をもって組織する。（別紙組織図）

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- 2 会長は畑賀地区社会福祉協議会長をもって充てる。
- 3 副会長は瀬野川・船越地域包括支援センター長、畑賀地区民生委員児童委員協議会会長、畑賀学区連合町内会会長及び畑賀学区自主防災会連合会会長をもって充てる。

(会議)

第7条 本会に、本会及び事業の運営方針を協議し、事業推進を図る推進会議と、実際の活動方法を協議し、活動の円滑化と継続を図る活動会議を置く。

- 2 会議は、別に定める本会の構成員をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、それぞれ年1回以上開催する。

(その他)

第8条 この会則に定めがない事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年2月14日から施行する。

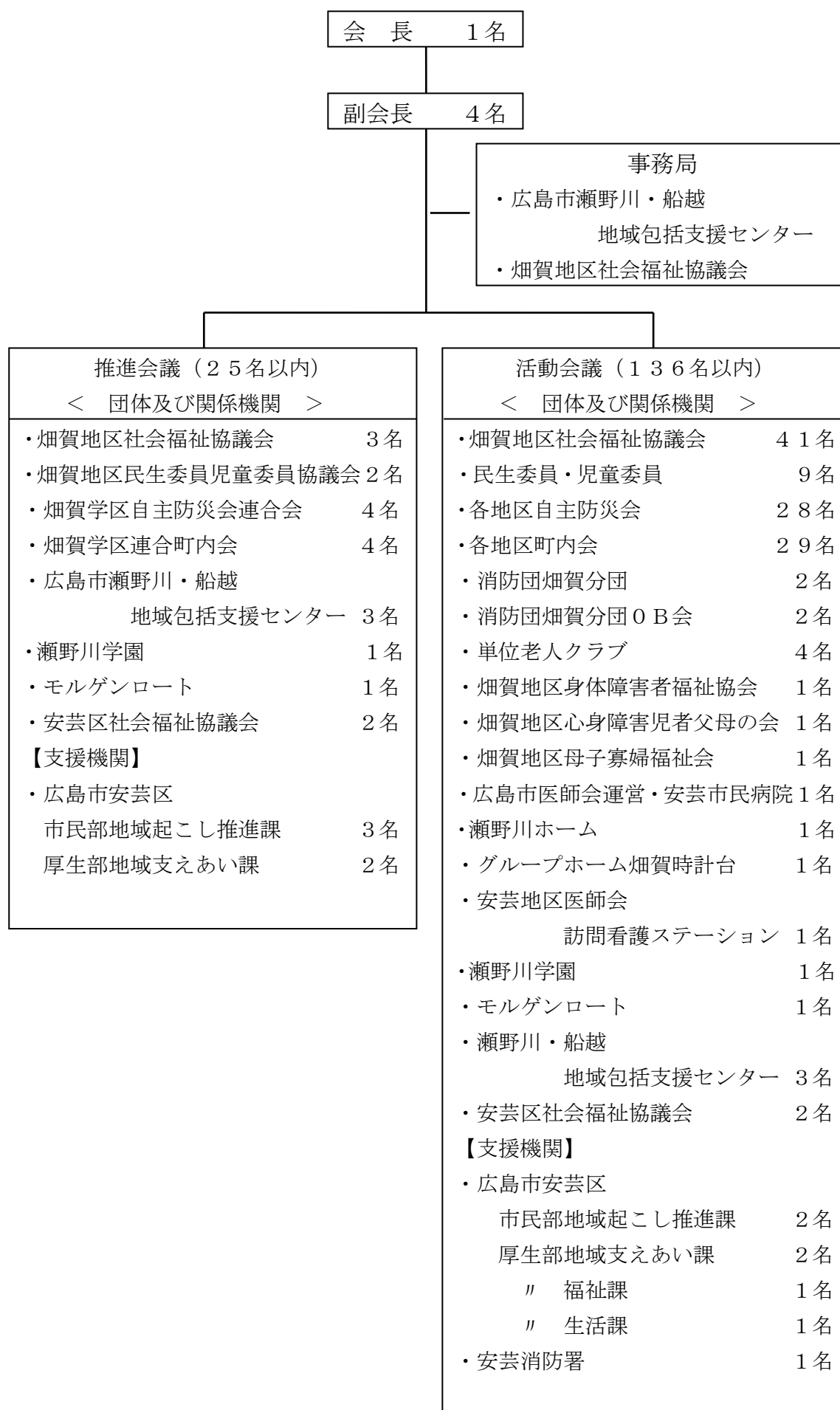
この会則は、令和元年5月16日から施行する。

…第6条 副会長に畑賀学区連合町内会会長を加え、4名に増員

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

…別紙組織図 安芸区役所厚生部の組織再編に伴い、関係機関名を地域支えあい課と福祉課に変更

畑賀あんしんネットワーク運営委員会組織図（令和2年4月1日時点）



畑賀あんしんネットワーク支援体制

地域の見守り活動を各団体が支援します。

広島市医師会運営・
安芸市民病院

安芸地区医師会
訪問看護ステーション

安芸区役所
市民部地域起こし推進課
厚生部（地域支えあい課・
福祉課・生活課）

安芸消防署

瀬野川ホーム

グループホーム
畑賀時計台

瀬野川学園

モルゲンロート

畑賀地区民生委員児童委員協議会
（民生委員・主任児童委員）

当事者団体
・身体障害者福祉協会
・心身障害者父母の会
・母子寡婦福祉会

畑賀学区自主防災会連合会
（各地区自主防災会）

畑賀学区連合町内会
（各地区町内会）

単位老人クラブ

消防団畑賀分団

消防団畑賀分団OB会

安芸区社会福祉協議会

支援が必要な方
高齢者・障がい者
認知症高齢者
高齢者のみの世帯等

活 見 地
動 守 域
の の の

支援・見守り協力員

【事務局】

広島市瀬野川・船越地域包括支援センター
畑賀地区社会福祉協議会（福祉委員・役員）

支援調整